

2020/8/22

東電の中で具体的にどのようなことが検討されていたのか、
どうして対策を取らない形になってしまったのか

海渡雄一

東京高裁で何を求めるのか

指定弁護士は 2019 年 9 月 30 日に東京高裁に控訴されました。判決の全文が関係者に交付されたのは 11 月の下旬でした。事件の記録は東京高裁に移り、担当部は第 10 刑事部と決まりました。

第 10 刑事部の中でこの事件を担当する裁判官まではわかりませんが、第 10 刑事部の裁判官は、2020 年 8 月の段階では、細田啓介, 伊藤敏孝, 神田大助, 安永健次, 高森宣裕の 5 名の裁判官たちです。

高等裁判所から弁護士会への照会に基づいて、指定弁護士としては、地裁の時と同じ石田省三郎弁護士たち 5 名の弁護士が選任されました。

指定弁護士は、判決を検討して控訴趣意書を作る作業に入っており、2020 年 9 月には提出される見通しです。私たち被害者代理人も被害者意見書を作ってみようと思っています。そのあと、被告人側の弁護人が、控訴趣意書に対する答弁書を作成、提出します。その後に第一回公判期日が決められます。第1回期日は 2021 年にずれ込むでしょう。

必要な現場検証

高裁審理のポイントはいくつかありますけれども、やっぱり裁判所による現場検証を認めさせる必要があると思っています。地裁でも、指定弁護士は強く現場検証を求めていました。指定弁護士は、「同発電所のような巨大な施設や本件津波襲来の痕跡等の全体像を把握するためには、各証拠の検討に加えて、裁判官が現場に臨んで対象を眼で確認し、この状況を実体験することが必要不可欠です。」

「10m盤の状況、本件原子力発電所敷地南部の状況、防波堤の状況、O.P.+15.707mの高さを10m盤上の構造物と比較するなどを検証し、立体的、全体的に把握すること」が必要です。

「上津原証人は、(中略)防潮壁の設置などの対策の実施について、対策には時間がかかり、大がかりな工事になって難しいものの、可能ではあると証言しました。上津原証人の証言の信用性を評価するためには、10m盤上の状況、タービン建屋前の道路の状況、10m盤に埋められている配管場所などを検証によって、立体的、全体的に把握することが必要です。」

「上津原証人は、(中略 津波の)浸入に対する措置として、大物搬入口については水密扉の建設、ハッチ開口部については防潮壁の設置等が考えられると証言しました。

同証人の前記証言の信用性を評価するためには、各号機の大物搬入口、サービス建屋入口、ハッチ開口部、ルーパの設置場所や高さなどを検証によって、立体的、全体的に把握することが

必要です。」

「本件は、津波を要因とする原子力発電所の爆発事故によって、多くの人々が死傷したという極めて特異な案件です。本件原子力発電所は巨大な施設であり、また、本件津波や本件事故の規模も巨大です。このような事故が発生した現場を見分せず、本件原子力発電所の各施設と海岸からの距離感、各地盤の海面からの高さなどを体感しないまま、書証と証言だけで本件原子力発電所本件津波、本件事故の規模を適切に評価することは到底できません。」「現場に臨めば本件原子力発電所がいかに関海面に接した場所に設置されているか、津波の襲来に対する十分な対策が必要であったか、が一見してわかります。本件について正しい判決をするためには、本件原子力発電所の検証が必要不可欠です。」

このとおりだと思います。現地の状況を見てもらい、現場が高さ 30 メートルの台地を掘り下げた片側半分の下けたすり鉢のような構造であり、津波に対してきわめて脆弱な配置であることは一目でわかります。

追加の証人調べ

追加立証とりわけ追加の証人などの枠組みを決められるのは指定弁護士の先生方ですが、私たち被害者代理人も積極的にアイデアを出して提案していきたいと思います。

長期評価の信頼性については、島崎邦彦先生や都司嘉宣先生、内閣府の担当だった前田憲二さんら何人もが証言して下さっています。しかし、これだけひどい誤りを含む判決が下されたのですから、審査の委員だった別の方々に、推本の長期評価が、多くの専門家によって異論もなくまとめられていったことを、あらためて証言していただくという手段もあると思います。

山下調書の信用性が認められなかった点を覆すことも決定的に重要です。また、メールや議事メモ等に基づいて、御前会議に出ていた人たちの中から、一番に出てこられなかった東電職員の証言を得ることも考えられます。

もう一つ考えていることがあります。もし津波対策が始まっていたとしたら、地元の自治体は原子炉の停止を求めているはずだ、と双葉町の町長だった井戸川克隆さんが公言されています。県が津波対策について情報を東電に要求していたことも分かってきました。福島県でその中心におられた小山吉弘・元県原子力安全対策課長に証言してもらうことも可能ではないかと思っています。

いずれにしても、最も重要なのは、高裁の第一回の期日の審理です。この日に高裁で証拠調べをきちんとやるかどうかが決まります。普通の刑事裁判の多くは一回で結審して、次は判決という展開です。東京高裁における第一回期日が決定的に重要な局面になります。その時までには世論を盛り上げ、多くの市民の皆さんに裁判所前に集まってもらうよう取り組んでいきたいと思っています。そのために、河合弘之弁護士が監督し、私が監修を担当して『東電刑事裁判不当判決』という映画も作りました。すでに YouTube でも見ることができます。どうか、今後も指定弁護士と刑事訴訟支援団にご声援をお願いいたします。

今こそ読み返されるべき検審強制起訴議決

第二次検審には、検察側も東電と協力して不起訴理由を補充する立証を提出していたことがわかっている。私たちも必死で補充書を出し続けた。おりしも、2014年9月に政府事故調の吉田調書が官邸の判断によって公開され、引き続いて政府事故調の聴取した調書771通のうち、供述者の同意が得られた200通以上が公表された。東電関係者の調書はほとんど公開されなかったが、政府事故調の報告書だけではわからない新たな事実が保安院職員や研究者の調書から判明した。私たちは、その概要を補充書として検審に提出し続けた。2015年7月31日、検審は2度目の強制起訴を求める議決を行った。この議決には、2008年2月16日に実施された東京電力の御前会議で、土木調査グループから被疑者ら3名に推本津波に対する新たな津波対策を講ずる方針が報告され、それに関する資料が配付されたこと、2008年3月20日に実施された東京電力の御前会議で、耐震バックチェックの中間報告書の提出に伴うプレス発表に関して作成された想定問答集が報告され、津波評価に関して充実した記述が指示されたこと、29日に実施された御前会議では、耐震バックチェックの最終報告において推本の長期評価を考慮する旨が記載された修正済みの想定問答集が報告され了承されたことなどが指摘されていた。このような事実は、政府事故調中間報告(396ページ)にも全くなく、驚きの新事実であった。そして、のちに詳述するように、これらの事実の真否をめぐる争いが刑事裁判における決定的な争点になったのである。

また、この強制起訴議決は、推本の長期評価について、福島第一原発で想定される津波水位を超えて津波が発生する可能性が一定程度あることを示しているものの、データとして用いることのできる過去の地震の資料が十分でないこと等の限界があり、専門家の間では意見が分かっていたと認定しながら、長期評価は権威ある国の機関によって公表されたものであり、科学的根拠に基づくものであることは否定できず、これまでの我が国の地震による災害の歴史、特に、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災の際は、科学的知見が十分に生かされず地震による被害を大きくしてしまったこと、その反省に鑑みると、大規模地震の発生について推本の長期評価は一定程度の可能性を示していることは極めて重く、決して無視することができないとの判断が示されていた。そして、伊方原発最高裁判決や新耐震設計審査指針、阪神淡路大震災の経験などを踏まえ、原発事故が深刻な重大事故、過酷事故に発展する危険性があることに鑑み、その設計においては、当初の想定を大きく上回る災害が発生する可能性があることまで考えて、「万が一にも」、「まれではあるが」津波、災害が発生する場合までを考慮して、備えておかなければならないとして、原子力事業者に高い安全性確保を要求した。

また、原子力発電所の浸水事故が電源喪失という事態を招く危険性があることについては、フランスのルブレイエ原発の事故、スマトラ島沖地震の津波によるマドラス原発の事故、東京電力の1991年10月の福島第一号機の海水漏えい事故、2007年7月の新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原発の原子炉建屋の被災、官民で重ねられた溢水勉強会の経緯などを認定し「推本の長期評価の信頼度がどうであれ、それが科学的知見に基づいて、大規模な津波地震が発生する一定程度の可能性を示している以上、それを考慮しなければならないこと

はもとより当然のことというべきである。東電設計の算出した、福島第一原発の敷地南側のO.P. +15.7メートルという津波の試算結果は、原子力発電に関わる者としては絶対に無視することができないものというべきである。」と結論付けた。原子力技術の特質を踏まえ、過去の経緯を正確に認定したうえで、きわめて格調の高い決定となっていたといえる。この決定は今回の地裁判決と照らし合わせて、もう一度読み込まれるべきであると考え¹。

公判前整理で指定弁護士はすべての証拠を弁護人に開示した

強制起訴決定を受け、裁判所は、石田省三郎、神山啓史、山内久光、渋村晴子、久保内浩輔の5人の弁護士を指定弁護士に選んだ。2016年2月29日、指定弁護士によって東京地裁に対して「起訴状」が提出された。起訴状の概要は、東京電力の勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長らは、原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠ったとするものであった。回避措置義務の内容としては、停止だけでなく防護措置も主張されていたことを注目してほしい。

争点と証拠を整理するための「公判前整理手続き」が裁判所、指定弁護士、弁護人の間で実施された。私たち被害者代理人は出席が認められなかった。この事件では、指定弁護士の決断によって、通常の刑事事件とは異なり、検察官が集めたすべての証拠が被告人・弁護人側に証拠開示された。きわめてフェアな態度であったといえるだろう。この刑事事件の記録の中には、起訴方向で証拠を収集していた時期の証拠と検察上層部の決定により、不起訴方針の号令がかかった後に作られた証拠の2種類の証拠があった。弁護人は検察が不起訴方向で集めたすべての証拠にアクセスできる状態で防御活動ができたということを忘れてはならない。

合計37回の公判 21人の証人が調べられたが

第一回の公判は2017年6月30日、その後判決までに合計37回の公判が行われ、取り調べられた証人は21人に及んだ。取り調べられた証人と証拠は別紙一覧のとおりである。

この中で、島崎、都司、前田の3人の証人は合計で五期日を費やして、指定弁護士が、推本の長期評価を取りまとめた経過を綿密に立証したものであったが、判決では、長期評価の信頼性を論ずる際に、ほぼ完全に無視されている。

結果回避措置との関連で、東電の上津原、堀内、東電設計の久保、日本原電の安保らは、極めて重要な証言をしたが、判決は結果回避の論点をスルーしたため、これらの証言も判決に全く活かされていない。

このように、判決の事実認定の姿勢は、きわめて偏頗で、結論にとって都合の良い証拠だけをつまみ食いしたとの批判を免れないであろう。

指定弁護士は7月の期日で、裁判所が正確な判断を行うためには、標高30メートルの高台を原発建設のために20メートルも掘り下げた福島原発現地を見ることが津波対策の重要性について必要不可欠であるとして現地検証の実施を強く求めたが裁判所は採用しなかった。

裁判所の犯した7つの誤り

私は、この判決には次の7点の誤りがあると考えるⁱⁱ。

1. 深刻な被害に向き合わなかった誤り
 2. 原発に求められる安全性のレベルを切り下げた誤り
 3. 停止以外の結果回避措置を検討しなかった誤り
 4. 御前会議で長期評価に基づく津波対策を講ずる方針が了承された事実を否定した誤り
 5. 長期評価に停止を基礎づける信頼性はないとした誤り
 6. 推本津波のデータを社外には隠しながら、土木学会に問題を先送りし、国や自治体などを欺いた政治工作を追認した誤り
 7. 福島県民を敵視し、不都合な証拠には目をつむり、不公正な事実認定をした誤り
- 本稿では、このうち、3、4、6の三点を論ずることとしたい。

裁判所は停止以外の結果回避措置について検討しなかった

推本の長期評価を踏まえた津波事故に対する対策として、指定弁護士は、判決摘示の公訴事実では「防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠った」とだけ述べており、防護措置と停止措置の論理的関係は明確にされていなかった。論告の中では、防潮壁の設置、建屋の入口である大物搬入口の水密化、主要機器の設置されている部屋の水密化、代替電源などの高台設置などの対策をとるべきであり、それらの対策が取られるまでは原子炉の停止を求めている。

これに対して、判決は、停止以外の対策はいずれも津波発生までに完了したことが証明されており、停止だけが有効な対策であったと断定し、指定弁護士の述べた様々な事故対策が可能だったか、これにより結果が回避できたかについては、全く検討を加えず、これらの点について判断も示さなかった。そして、推本の長期評価についても、停止を義務付ける程度の信頼性があったかという観点から、その評価を論じている。

しかし、推本の長期評価にもとづいて原発を停止させるべきだったかどうかではなく、推本の長期評価を取り入れた津波対策を実施するべきだったかどうかをまず判断するべきであった。

判決後の記者会見で、判決の判断枠組みについての意見を求められた指定弁護士の石田氏は、「違和感あった。我々はその方策をとるべきであり、それが終わるまでは停止しろと主張をして証拠書類も出している。ところが東電はそういうことすらやっていないというところをまったく裁判所は無視してしまっている。あの判決の言い方にはかなり違和感がある。」「(対策が)できるまで運転を停止すればいいと言っているのであって、永遠に止めろとは言っていない。だから対策できた順番に再開しろといった。絶対に止めろと言っているわけじゃないのにそのような雰囲気のようなことを判決で言っていて違和感があった。」と述べて、この判決の判断枠組みが指定弁護士が判断を求めていたものとは食い違っていることを示唆している。

この点は、裁判の経過を見てきた私たちから見ても、驚くべき判断だった。なぜなら、これらの点こそが、この裁判の最大の争点として審理が行われてきたからである。指定弁護士は、この論点の立証のために、推本の長期評価に基づいて、東電とほぼ同時期に対策の検討を始め、実際に津波対策を講じた東海第二原発における、水密化、防潮壁に代わる盛土の設置などの対策が、どのようなスピードで実施できたかを丹念に立証した。防潮壁以外の対策は短期間で完了できた。また、防潮壁の施工そのものはむづかしいが可能であることを、技術担当の広報部長を務めていた上津原勉氏に証言させた。長期の許認可や環境影響評価が必要で、2008年夏から2年半では間に合わないとの弁護側の主張に対する反証として、従来4年かかるとされた対策工事の前提は、沖合の海中に2キロに及ぶ大規模な防波堤を築く工事の行政手続きに要する時間を含んでいたことを東電の土木技術グループの堀内友雅氏に証言させた。行政手続きを要しないで建設できる陸側の防潮壁の工事は短期間で可能であったことを示唆する立証であった。

弁護側が、指定弁護士の主張に対する最大の反論のポイントとしたことは、東電の行った津波高さの計算に基づいて対策を講じたとしても、敷地の南側、北側、中間点の3か所に櫛の歯のような防潮堤を築くこととなったはずで、このような対策では、実際の地震の際に東側全面から襲来した津波の敷地への遡上を食い止めることはできなかったというものだった。前述した不起訴理由説明会での検察官の説明と同一である。弁護人は弁論の冒頭に一時間以上をかけてこのことを論じた。そして、指定弁護士も私たち被害者代理人も、この主張に全面的に反論していた。弁護人も、対策が間に合うことを前提に、その有効性について議論していたのである。この論争に決着をつけることが判決の最大の課題だったはずだ。

おそらく、裁判所は、この論点では、被告人の無罪の結論を導くことはあまりにも不自然だと考え、停止以外の結果回避措置に関する論争を完全に無視し、また推本の長期評価についても、対策を義務付ける動機となったかという裁判で実際に議論されていた観点ではなく、停止を義務付ける契機となったかというハードルを一段上げた尺度でその信頼性を論じた。まさに、裁判所は勝手に土俵を変えてしまったのである。

長期評価に対応する津波対策を講ずる方針が御前会議で了承されていたことを否定した

当時の東電本店の原子力部門のナンバー2であった山下和彦中越沖地震対策センター長は、2008年2月16日の中越沖地震対応会議＝御前会議(休日に社長以下の役員、本店部長、各原発の幹部、GMら多数が出席し、長時間開催されていた会議、勝俣が出席するので、御前会議と呼ばれていた)で、推本の長期評価に基づいて津波対策を実施する方針を被告人ら全員に説明し、その方針が了承されたと供述している。そして、山下氏は、推本を踏まえた津波高さが10メートル以下であれば、東電は2009年までに津波対策工事を完了させていたはずであり、東電が津波対策工事を先送りしたのは、大規模な工事を始めると地元自治体の要望で原発を止められてしまう恐れがあったこと、津波水位を少しでも低減できないか検討し、できるだけ工事費用を合理的な額にしようと考えたためだ述べている。

山下氏は、健康上の理由で、法廷では供述できなかった。しかし、在宅取調で複数回にわたって、このような供述を続けていた。取調の当時、山下氏は東電の本店の原子力設備管理部長という、役員以外では最も高い地位にあり、事実を曲げて供述する動機は考えられない。身柄拘束もされておらず、その供述には高い信用性が認められる。

この点について、判決全文によると、裁判所は山下調書について、

・これと符合する機器耐震グループの山崎 GM のメールと社内のグループ横断の会議の議事メモなどの証拠もあるがそのメールの内容はいずれも信用できない。

・山下氏が資料の配布だけをしたのに自ら説明をしたと勘違いして、検察官に供述した可能性がある。

・もしもここで会社の方針として了承されていたら、5月に土木グループの金戸が他の電力会社に津波対策を検討中であると報告していることと矛盾する。

・もう一度 6 月に武藤に説明に行くはずがなく、会社の方針として決まったことを武藤の一存でひっくり返せるはずがない。

として、推本の長期評価に基づいて津波対策をとる方針が決定された事実までは認定できないと判断している。確かに御前会議は決定機関ではない。しかし、間違いなく、対策方針は了承されていた。

・まず、この御前会議の直前である 2 月 5 日に機器耐震技術グループの長澤が、酒井らに送信したメールの中で、「武藤副本部長のお話として山下所長経由でお伺いした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと」とあり、武藤は御前会議の前の段階でも 4 メートル盤での津波対策を実施する考えでいたことがわかる。この点は判決では認定が脱落している。

・御前会議をふまえて、3 月 7 日には、本社のグループ横断の会議がもたれ、その会議設定のメールでも、会議後の議事メモでも、津波対策を講ずる方針は社長会議(御前会議のこと)で報告済みとされていた。この議事メモの決裁者には実際に御前会議に出席していた者も含まれており、さらに会議資料には 4 メートル盤上での津波対策の工事スケジュールまでが示されていた。津波対策工事を始める寸前だったのである。判決ではこれらの会議の開催だけが認定され、詳細までは認定されていない。

・3 月末の時点での、福島第一原発の耐震バックチェック中間報告がなされた。その際に、メディアや福島県との対応のために作られた QA の中で、長期評価を津波対策で取り入れること、4 メートル盤上で対策を講ずることが明記されていたが、判決には中間報告がなされた事実しか言及されていない。

・4 月の時点で、グループ横断で、10 メートル盤を超える津波の対策についての検討が仕切り直しで始まっているが、この点も判決では認定が脱落している。

・2-3 月に了承された方針では津波の高さは 10 メートル以内に収まり、対策は 4 メートル盤上で完結すると考えられていた。ところが、最終的には、高さが 15.7 メートルとなり、10 メートル盤を大きく超えることとなり、必要な工事規模も格段に大きくなった。10 メートル盤

の上での抜本的な対策が不可避になったために、金戸氏は5月の時点で他社との打ち合わせで、津波対策は検討中で「対応方針が未定だ」と言っているのである。いったん決まった4メートル盤の上の工事内容を見直して、10メートル盤の上の対策をどのように実施するかが、6月の会議のテーマであり、2月の御前会議の議論と6月の議論はつながっていて、矛盾などはないのである。

山下調書の信用性を認め、2月に会社として長期評価を踏まえた津波対策を実施するという方針が了承されていたことを認めることは、判決の認定した長期評価に基づいて停止措置を講ずる必要がなかったという論理と、鋭く矛盾する。だからこそ、前後にここまで決定的な証拠が数多く残されているにもかかわらず、裁判所はこの事実を無理やり否定したと言わざるを得ない。

津波計算を秘密にしつつ、対策を先送りした被告人たちを免罪した

判決も、東電の土木グループが、推本の長期評価を取り入れなければ、耐震バックチェックは通らないという認識であったことは認めている。耐震バックチェックは新耐震設計審査指針がつくられた2006年に開始され、3年以内に最終報告まで完了させる予定であった。しかし、東電の場合は、どんどん後に延期されていき、2011年の事故前には、2016年にまで延期されていた。この異常な遅れは、津波対策が進められなかったことが原因であり、土木学会への検討依頼はあきらかに問題の先送りであった。

対策延期後の2008年9月に福島原発所長も出席した「耐震バックチェック説明会」の資料によれば、推本長期評価を考慮した津波対策は不可避としつつ、津波に関する「資料は回収し」、「議事メモには記載しない」という情報管理体制がとられていた。津波問題が「注目され」ていて、(情報を外に)「出せない」との内容の書き込みが2009年2月の御前会議の資料から見つかっている。

さらに、日本原電が、推本津波に対する対策を講じていたことは前述したが、東電の対策工事中止を受けて日本原電内部で開かれたミーティングでは、安保氏の上司に当たる市村開発計画室長が、「こんな先延ばししていいのか、なんでこういう判断になるんだ」と述べたとの安保氏の検察官調書がある。対策をやめた理由について東電の酒井GMは、日本原電の安保氏に対して「柏崎が止まっているのに、これに福島も止まったら経営的にどうなのかって話でね」と釈明せざるをえなかったのである。

東電は、推本の長期評価を取り入れた時の津波高さが15.7メートルとなることについて、国・保安院には震災の4日前まで報告せず、福島県へは結局最後まで報告しなかった。高尾氏らが、2011年3月7日に15.7メートルの計算結果を保安院に報告したときも、審査に当たっていた保安院の小林勝審査室長は対策が遅すぎるとコメントしている。これらの重要な証拠も判決では無視されている。

ところが、判決は、このような証拠を棚に上げて、国からも、自治体からも、他の電力会社からも原子炉を止めろと言われなかったから被告人らが原子炉を止めなくとも過失がないとい

うのだ。この判断は、東電が情報を隠ぺいしながら、津波対策を講じないまま運転を継続するために遂行した政治的工作を追認したものであり、次なる原発重大事故を準備する危険極まりない論理だと言わざるを得ない。

別紙 東京地裁における立証の概要

・上津原勉氏(東電広報担当 東電事故調事務局)、・久保賀也氏(東電設計 津波計算の担当)、・高尾誠氏(2008 年当時東電土木グループ課長 2010年当時GM)、・酒井俊朗氏(土木グループGM)、・前田憲二氏(文部科学省 地震調査研究推進本部事務局)、・島崎邦彦氏(地震学 元原子力規制委員長代理・地震調査研究推進本部長期評価部会長)、・都司嘉宣氏(歴史地震学 地震調査研究推進本部長期評価部会委員)、・今村文彦氏(津波工学 福島第一原発のバックチェック審査担当)、・首藤伸夫氏(津波工学 土木学会津波評価部会部会長)、岡本孝司氏(原子力工学)、・金戸俊道氏(東電土木グループ 課員)、・堀内友雅氏(東電土木技術グループ 海側の津波対策案の立案者)、・安中正(東電設計 技師長 確率論の専門家 理学部門のリーダー)、・松山昌史(電力中央研究所 土木学会津波評価部会事務局を担当)、・安部秀範(日本原電東海第二原発の津波対策を検討・実施した者)、・西村功(東電の地震動対策担当)、・山本和彦(中越沖地震対策センター所長 健康上の理由で出廷不能のため調書の全文が朗読された)、・松澤暢氏(東北大学大学院教授 地震学の専門家)、・避難に関わった双葉病院の看護師、ケアマネージャー、医師の証人尋問、・自衛隊や福島県職員などおよそ 20 人分の供述調書、・被害者遺族の調書の読み上げ、・今村文彦氏(津波工学 防潮壁の効果と施工について再尋問)、・名倉繁樹氏(保安院、福島原発の耐震バックチェック時の審議担当)、・武藤栄被告人質問、・武黒一郎被告人質問、・勝俣恒久被告人質問。

ⁱ 検審の決定は福島原発告訴団の HP で読むことができる。

ⁱⁱ河合弘之弁護士が監督し、私も構成・監修を担当した短編映画「東電刑事裁判・不当判決」を公表した。YouTube でも見ることができる。<https://shien-dan.org/movie-201911/>。9月には拙著「東電刑事裁判無罪判決 福島原発事故の責任を誰がとるのか」(彩流社)を公刊予定である。